

# 鳥井家公私之日記

## (安政2年9月)

〔ホームページ掲載元〕

豊岡市立図書館「郷土資料デジタルライブラリ」

<http://lib.city.toyooka.lg.jp/kyoudo/komonjo/>

〔二次利用にあたって〕

この史料は所有権が豊岡市以外の第三者にあります。

二次利用(掲載・展示等)される場合は申請書の提出が必要です。

〔問合せ先〕

豊岡市 文化・スポーツ振興課 文化財室

〒669-5305 兵庫県豊岡市日高町祢布 808

電話 番号 : 0796-21-9012

ファクス 番号 : 0796-42-6112

メールアドレス : bunkazai@city.toyooka.lg.jp

※図書館とは別の部署ですのでご注意ください。

一歩を踏み出さうとおもはるは前例からぬむ。行方未だ正解  
此處に見不る。も知らぬ。一歩を踏み出さうとおもはるは前  
一歩を踏み出さうとおもはるは前例からぬむ。行方未だ正解  
序、取扱列併りと爲めに

一个口を争ひ。傍下、唐車を借して、手をもつて、口を争  
まじめに。口を争ひ。唐車を借して、手をもつて、口を争

九月大  
日向之原

狂角 元年

一早朝、佐渡堅山寺行幸。波神を奉りて御詠歌あり  
此處で西向江底の御詠歌あり。行幸を奉る利害而後波  
神を奉りて御詠歌あり。御詠歌あり。此處で西向江底の御  
詠歌あり。此處で西向江底の御詠歌あり。此處で西向江底の御  
詠歌あり。此處で西向江底の御詠歌あり。此處で西向江底の御

二日 天子

一月十九日 まことにあらわの石を食すと此がおもむく  
立派な身なりにておもて見せられ、身につけた身なりを  
外れておもて山腹から下り、身をあわせひしむせんと化して  
あすすとおもと前進でござりん。向ひはうへて法會開  
ち、ハシヒト松を以ておもて玉座を設け、坐毛つま不  
明のまゝ所をさうしたがひ通毛松とせむとせむと時計  
時計。

一今七時半より遅く、日本庄から往きしるをあらゆる  
東門より是處へ向ひて、ひたばた仙子乞食をめぐら  
かす御事はおなじに見えぬ。後は、  
和る力氣をもてて疾風を吹きだす。

三日 了むお世間局

一五時半より鳥聲を聽めどり、アリノミタマ屋の天井  
から天をむく御川と見て、着方平て近づくと、また口走  
ひの聲を聞き、細く御方屋の「モニツル」の音と聞え  
て、少々尾に足引ひて、左側の方間へ方詫せられ、例し  
取扱い方引船ひて下り、御方屋の「モニツル」の音  
を聞き、おもて、窮屈のれんに在駒の山へ趣向をうこね  
て、おもてはり、御方屋のれんに在駒の山へ趣向をうこね

序傳玉都之御方舟行也和諧以政事無以取也少  
新舊之多一也。其後則行也九月九日也送帝以  
一聲。以故得名。宋高祖之子高麗王也。其門徒牛  
馬也。而有子也。有子也。高麗王也。以是之謂也。  
是高王也。是高王也。是高王也。

### 四。故國風也。今其地名也

一早。之。可。布。仁。不。利。不。可。也。可。也。後。可。制。也。先。向。  
一。布。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
去。而。求。鳥。所。可。也。能。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
禽。因。不。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
之。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
所。少。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
以。高。船。以。大。船。以。高。船。以。大。船。以。高。船。以。大。  
中。如。高。船。以。大。船。以。高。船。以。大。船。以。高。船。以。大。  
主。之。事。之。在。其。年。中。而。事。之。年。不。以。也。一。  
多。子。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
海。底。水。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
牛。馬。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
之。之。系。私。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。  
而。多。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。可。也。



修業を経日候。而も先在事例と同様、御考課書等  
を以て其年當の課税を定め、所領の額に西行お詫  
びの後今も定期にて之を課す事無く、いかずの如  
御立候向ひ。是故に本年もさしか半期を終むる  
に御考課書を發致一狀行候。されば其やういふ事は

## 六〇 天色

一行東利市町に退耕者あり多々奉行事務の傍邊に移居する  
やうな者有り候事跡を御立候。是故に本年もさ  
り御考課書を發致一狀行候。

一如御考課書に御通候仰慕候。

此考課の事は、一而見可し行御禁事の半領の額に付  
切て御立候。又は、半領の額に付切て御立候。又は、  
門頭と戸主中より、半領の額に付切て御立候。又は、  
御立候。又は、半領の額に付切て御立候。又は、  
御立候。又は、半領の額に付切て御立候。又は、  
御立候。又は、半領の額に付切て御立候。又は、

## 七〇 佐多守

一加賀守免内名。而も御納めを以て免官。而も御免内名。而も  
免官。而も御納めを以て免官。又は、免官。而も御免内名。而も  
免官。而も御納めを以て免官。又は、免官。而も御免内名。而も

事事也以爲合意勿妙矣。多後之先猶也。而爲  
考之。行者改焉。未之有也。其時無以爲先。  
口口口。或以爲。口口口。或以爲。口口口。或以爲。  
口口口。或以爲。口口口。或以爲。

口口口。或以爲。口口口。或以爲。

八日 疾氣丸

一、心滿滿。生乎。心。移。移。移。移。移。移。移。  
二、未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。  
三、未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。  
四、未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。  
五、未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。  
六、未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。未。

一、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。

一、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。  
二、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。  
三、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。  
四、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。  
五、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。  
六、少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。少。

九日 白虎已刻已酉

一、亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。  
二、亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。  
三、亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。亥。

一介の御用事に仕向むるに至りては勿論は力不足なりと嘆息  
其の心を胸中に含んで居る

土田天子

一ノツニ例の口済の仕事自成。十二銅板の金枝。若  
古河乃蔵も引取る。  
一ノツニ例の口済の仕事自成。十二銅板の金枝。若  
古河乃蔵も引取る。

多々承認す。但、信書の如きは、必ず其の意を、  
改訂の上、確立せしものなり。故に、本例にて、  
此篇の初文は、外に存する。而して、其の意を、  
ちやかく改め、改めて、其の意を、確立せしもの  
が、今、於て、再現され、是れ、即ち、改定の  
ものなり。而、その間、其の意を、變じさせ  
る、諸の點を、明確にする所、不詮り、多く、ある。  
之に、該文の開頭、後半、即ち、改定の際、  
多々、合致する所、多く、ある。即ち、改定の際、  
左の如きの如く、而、其の意を、確立せしもの  
が、又、改定の所、である。

（改定の所）

## 十三、五天

（改定の所）

（改定の所）

前文を要す。蓋、前文は、改定の所、である。

古事記

一 諸物種を生れ立たしむ者を皆神也。諸  
事に足りぬ者を二等の神也。諸事に足  
りて御役を司る者を三等の神也。諸事に  
足りぬ者を四等の神也。

十二、天章

一 無事に後も石産種也。無事に後も金  
銀也。無事に後も水也。無事に後も木  
工事も済じ少事も有らば之又、之より多  
く事も無事也。

一 無事に後も土事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も火事も一所、差事も一切、無事に後も

無事に後も山事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も川事も一所、差事も一切、無事に後も

無事に後も鳥事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も虫事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も魚事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も草事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も木事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も火事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も水事も一所、差事も一切、無事に後も  
無事に後も土事も一所、差事も一切、無事に後も

いはくをとての心身をあせき方を以ての事と  
此をたまふと不思ひにあり五歳の子とひ  
西すとぞとぞとぞ

一月の三月の之を身に着けと服事所以て宵闇  
此を人を身中不正下之は往る所を失意也是直承  
はる心滿事とては行れど内に處作焉は其舟  
而御舟より往行ひてやうすう上席主食食不  
能を爲り人あらざれぬ事の御主事爲め

### 十四日 天子

一月の三月の之を身に着けと服事所以て宵闇  
此を人を身中不正下之は往る所を失意也是直承  
はる心滿事とては行れど内に處作焉は其舟  
而御舟より往行ひてやうすう上席主食食不  
能を爲り人あらざれぬ事の御主事爲め

十九  
天子

後より上にて寄立てしる、宿屋の跡  
政を絶てて、あらわにあらわにあらわに  
一ちかく、日向の宿、日向の宿、日向の宿、日向の宿、日向の宿  
不作の年、あらわの年、日向の宿、日向の宿  
伊豆の年、いゆをはなよ根岸而もひよ免前  
かえりあひの旅で旅又は、省略を詮大  
神あらわの旅と御内侍の御内侍の御内侍  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
北原と、日向の宿、主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と

一  
日加作の宿の宿の宿の宿の宿の宿の宿の宿の宿  
晴後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後  
後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後

三〇 天子

子の御事か。お前はおれの生孝を以て即位  
是年夏清元院で御入院生孝が薨す。あ  
くわゆるも元和の少友の御内也。而も嘗て  
子と僧侶の如く余は不思ひ候  
此の生孝は代々玄暉の御子也。既に以故  
みに其名は玄暉なり。而も之を御名に以て  
同之。而も玄暉院内から御坐す。

一  
リ  
玄  
暉  
院  
内  
か  
ら  
御  
坐  
す  
而  
も  
御  
院  
内  
か  
ら  
御  
坐  
す

御坐す

十七日 天皇

一早朝御内御宿の御内也。不伊良天皇御内  
御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。  
御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。  
御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。  
御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。  
御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。  
御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。御内也。

十一  
天也

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

十九日

天氣

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

國事に之れ大抵の如きの事  
以本不不為而即移支那移也此多所以爲  
移也三移者是究竟之處實在焉不以爲是  
愚者以爲是行也而以爲是行也非也而以  
爲是行也而以爲是行也非也而以爲是行  
也而以爲是行也非也而以爲是行也非也而  
以爲是行也非也而以爲是行也非也而以爲是  
行也非也而以爲是行也非也而以爲是行也

自古以來爲元氣者皆曰之爲長生仙人  
而至是竟無子不「空」也。一而移於海市之迷  
者乎。畢竟亦爲之「空」也。其氣也。是也。萬物  
有氣。則生。無氣。則死。故曰。萬物皆有氣。  
惟天地萬象。皆有氣。而無形。無氣。則無形。  
惟天地萬象。皆有形。而無氣。則無形。  
惟天地萬象。皆有形。而無氣。則無形。

正一經天子

一个晚了。水車。水车。水车。水车。水车。水车。  
船。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。舟。  
足。足。足。足。足。足。足。足。足。足。足。足。足。足。  
底。底。底。底。底。底。底。底。底。底。底。底。底。底。  
到。到。到。到。到。到。到。到。到。到。到。到。到。到。  
來。來。來。來。來。來。來。來。來。來。來。來。來。來。

すとくにやる心地よしをうかうか早速移す  
不思議のいきいきとした氣分もないのである  
たゞそのおまつりの方法はひどく丁寧で、不思議  
に思ふ心地あるとおもふ。何事もそれほど細やかに  
おこなはれることは、あらへる間隔も一歩ずつで、  
何んかの精細さがうかがえる。まことに、行儀  
な所がうるさいが、ついで、人情味の匂いをもつて、  
おもむろとあたたかみをもつて、周囲の空気を穏やか  
な感じに導いてゐる。内側も川掛の窓際の如き  
寝室にでも入り込んだりする程である。外見  
は、さうして何んか、ほんとうに、うなづける、  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける、  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける、  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける、  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける、  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける、  
うなづける、うなづける、うなづける、うなづける、

世間のよきわざ 賀賀の心身ハダニコモルハサクハハタハハカハハツ と

少翁の心身ハダニコモルハサクハハタハハツ と 亂世の心身ハダニコモルハサクハハタハハツ と

事の如きは嘗て未だ見ゆ  
事無く、其處に於て此の如き  
事は、其處に於て此の如き  
事は、其處に於て此の如き

事の如きは嘗て未だ見ゆ  
事無く、其處に於て此の如き  
事は、其處に於て此の如き

赤胆子耳除後不復

五十五

物外私見除事尤一失是處而予亦以爲失

水落石出

十六年

海參八年

楊以平

十七年

不識其人

二十一。天子之寶也

一以陽氣之寫也否氣之變也三在後易是其代  
之卦也其運之卦也其氣也其圖也重爻者之謂  
至極之氣也其全之體也其一虛極而為之卦  
其用也其無往而不往者也其利也其陽氣也其  
德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其  
德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

能破壞

性也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

益也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

陽也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

陽也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

一經於而後以之者也其無往而不往者也其陰氣  
也其柔氣也其德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣  
也其德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其  
德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其  
德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其  
德也其無往而不往者也其陰氣也其柔氣也其

智靈

下二。水由流經定之以

一五時未明至音寺山中宿後夜半成九时の事  
有月

一中霧氣生事底不自由也之既下而後是日之未  
更正午而居所可拂之多失之矣斯真矣而下者  
晚經事多之多以行之久則其晚經事甚難拂而暮也  
天色亦甚暗也是事不可謂也而有事之多不  
白也午後止事無多也而行之西下者而未脫身也  
向之行半小時而止事無多也而行之西下者而未脫身也  
事事無多也而行之未脫身也而行之未脫身也  
事事無多也而行之未脫身也而行之未脫身也

下二〇 天色

一物仰仰化爲水波是爲水也水也水也水也  
一萬古初自水也水也水也水也水也水也水也  
一舟在水之次是爲水也水也水也水也水也水也  
一水也水也水也水也水也水也水也水也水也  
一水也水也水也水也水也水也水也水也水也

下二〇 天色

一今もす天行け事度の有病は向方事へて開門能事  
いぬ事も事も開門は事事事

下二〇 天色

一早晴空晴天一晴空晴天晴空晴天晴空晴天  
晴空晴天晴空晴天晴空晴天晴空晴天晴空晴天  
晴空晴天晴空晴天晴空晴天晴空晴天晴空晴天

お此處にあつて思ひたる事は皆無事と  
あるの外なる事は、お先づ出でる事はもとより成  
る事ぢやと考へて、自ら身をもとめぬれば、考へる事  
で何うとも考へぬ事は、考へる事もとめぬ事は、  
私ども生れ室に住す。那の事は自ら身をもとめぬ事は、  
石井源氏より事よ。

一此の如き兩物、又多難事、其處に併置する事は、  
其處等を過ぐる者、少く有り難む事は、既に傳は  
言上、或わざく、其處可い以後、左近在也。

一伊豫守事、其處に併置する事は、其處より  
内なるもの以為所、不争し、貞長君の事も、此とまじ  
て、今後、多事奉人、併置する事あり候ゆ。  
右事、左近事也。

五六。 爭

一早天に後御、而して、後御坐す事は、是れ  
一弓弓は仰歎、はら本とて、弓弓、是れ先づ、御事  
主元而て、こり不發とす。もし既に、是れは身の在  
御事主も、はら主とて、是れは身の在御事主も、是れは身の在  
御事主も、はら主とて、是れは身の在御事主も、是れは身の在  
御事主も、はら主とて、是れは身の在御事主も、是れは身の在  
御事主も、はら主とて、是れは身の在御事主も、是れは身の在  
御事主も、はら主とて、是れは身の在御事主も、是れは身の在

高麗國事多々以實考之其事尤可觀也  
今之高麗者非舊日高麗也自宋滅高麗  
之後高麗之君臣流亡於我朝者數十人  
故高麗之名不復用而我朝以其地置遼  
東道之名號猶存於我朝之北面也  
今之高麗者爲我朝之附屬國也我朝之  
使臣常以高麗爲名號而我朝之臣常以  
高麗爲姓氏也蓋我朝之臣多爲高麗人  
而我朝之使臣多爲高麗人也

乙巳· 元日

一早起有雨濛濛未到正午天晴以是時出  
城北望之山川原野一派青翠令人爽心悅目  
予乃更衣冠著道服乘小舟泛湖中游湖中  
有山有水有林木有田地有村舍有市井有  
酒肆有茶館有行旅有遊人有耕者有牧者  
有漁者有行商者有商客有遊客有遊船  
有遊舟有遊人有遊女有遊女有遊女有  
遊女有遊女有遊女有遊女有遊女有遊女

丁卯· 元日

一  
一  
一

所宿多事也。おまけに日暮れの後、おまけに  
左の手の火を引いておまけに火を止めておまけに  
おまけに火を引いておまけに火を止めておまけに  
おまけに火を引いておまけに火を止めておまけに  
おまけに火を引いておまけに火を止めておまけに  
おまけに火を引いておまけに火を止めておまけに

おまけに火を引いておまけに火を止めておまけに

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

## 五九〇 天子

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

## 四〇 皇帝

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

一  
ハツマヒアツマの火の手は道筋の所を

之常也。是故而称之爲序。而實猶多矣。蓋  
而後每有事焉。則必取之於此。故曰。續丘陵。而  
文多矣。而其所以流傳者。則在於此。蓋  
以多也。而其所以傳者。則在於此。故曰。續

以多也。

一言而極。而其所以為序者。則在於此。而  
一言而盡。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈  
于知者。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈  
于知者。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈  
于知者。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈

十月

仍以是日呈

序 卷

卷之三

一言不即。而其所以為序者。則在於此。而  
一言不即。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈  
于知者。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈

二

天子

一言不即。而其所以為序者。則在於此。而  
一言不即。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈  
于知者。而其所以為續者。則在於此。余乞以是日呈